

### 5つのポイント

- ① 広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することで二重行政を解消  
大阪全体の成長や安全・安心などの事務は大阪府が、住民に身近な事務は特別区が実施
- ② 現行の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分  
特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは内容や水準を維持  
特別区の設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区の配分を充実
- ③ 区数については、財政基盤の安定化に配慮し、4区  
区割りについては、財政の均衡化、人口の格差、歴史的な経緯、鉄道網・商業集積などを考慮
- ④ 利便性を維持するため、現在の区役所での窓口サービスは引き続き実施し、区役所は現在の名称のまま
- ⑤ 特別区の設置の日は、住民サービスへの配慮や円滑な移行の観点から、十分な準備期間を確保し、  
2025(令和7)年1月1日

## 設置の日

○ 2025年（令和7年）1月1日

- ・住民サービスを確実に提供できるように十分な準備期間を確保
- ・住民サービス（住民対応窓口）への配慮、住民サービスの提供に欠かせないシステムを安全に移行する観点を踏まえ、4日以上以上の閉庁日を確保

## 区割り・区の名称・本庁舎の位置

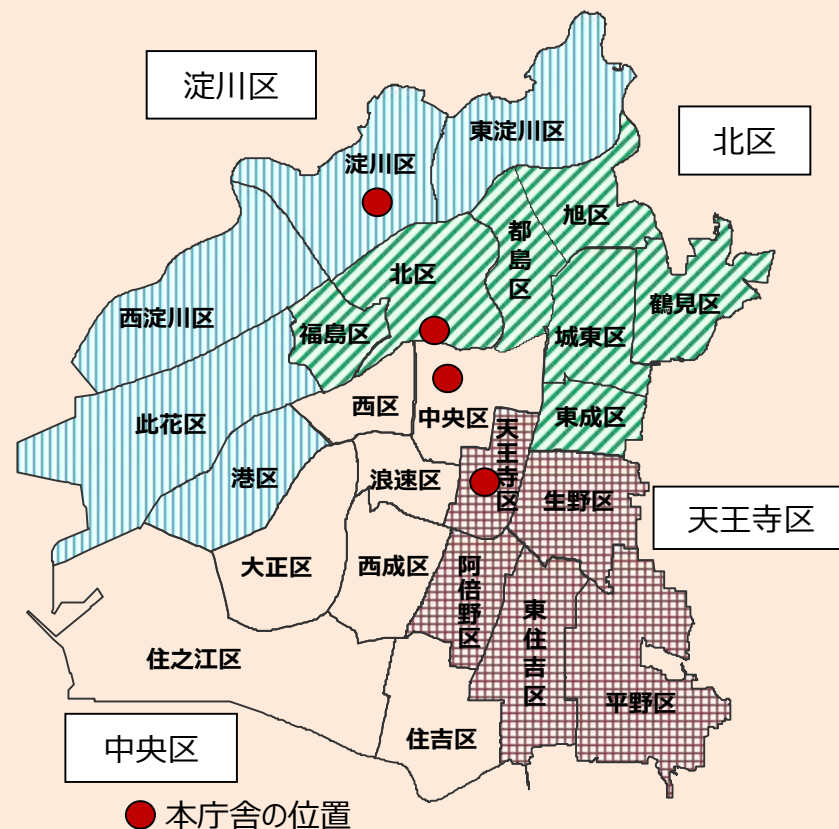
特別区名	現行政区	本庁舎の位置
淀川区	此花区・港区・西淀川区・淀川区・東淀川区	現淀川区役所
北区	北区・都島区・福島区・東成区・旭区・城東区・鶴見区	現大阪市本庁舎（中之島庁舎）
中央区	中央区・西区・大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区	現中央区役所
天王寺区	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区	現天王寺区役所

### 【区割りの基本的な考え方】

- ・各特別区における財政状況の均衡化が図られるよう最大限考慮する
- ・各特別区間における将来（2035年を想定）の人口格差を概ね2倍以内とする
- ・これまで地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる
- ・特別区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する
- ・災害対策について、防災上の視点をできる限り考慮する

### 【区の名称の基本的な考え方】

- ①特別区は現行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なものとする
  - ②できる限り住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする
- 上記①②の基本的な考え方を踏まえ、「方角・位置」、「地勢等」をもとに決定する



### 【本庁舎の位置の基本的な考え方】

- ・北区について、現大阪市本庁舎（中之島庁舎）は、行政機能の集約が可能  
また、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有することから、住民にとって最も便利  
⇒現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を本庁舎とする
- ・残りの淀川区、中央区、天王寺区については、以下の考え方を基本とする
  - ①本庁舎として不可欠な機能の集約が可能
  - ②地方自治法の規定を考慮  
（住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性）

○ 大阪市と大阪府が現在実施している事務について「基礎自治体」と「広域自治体」の役割分担を徹底

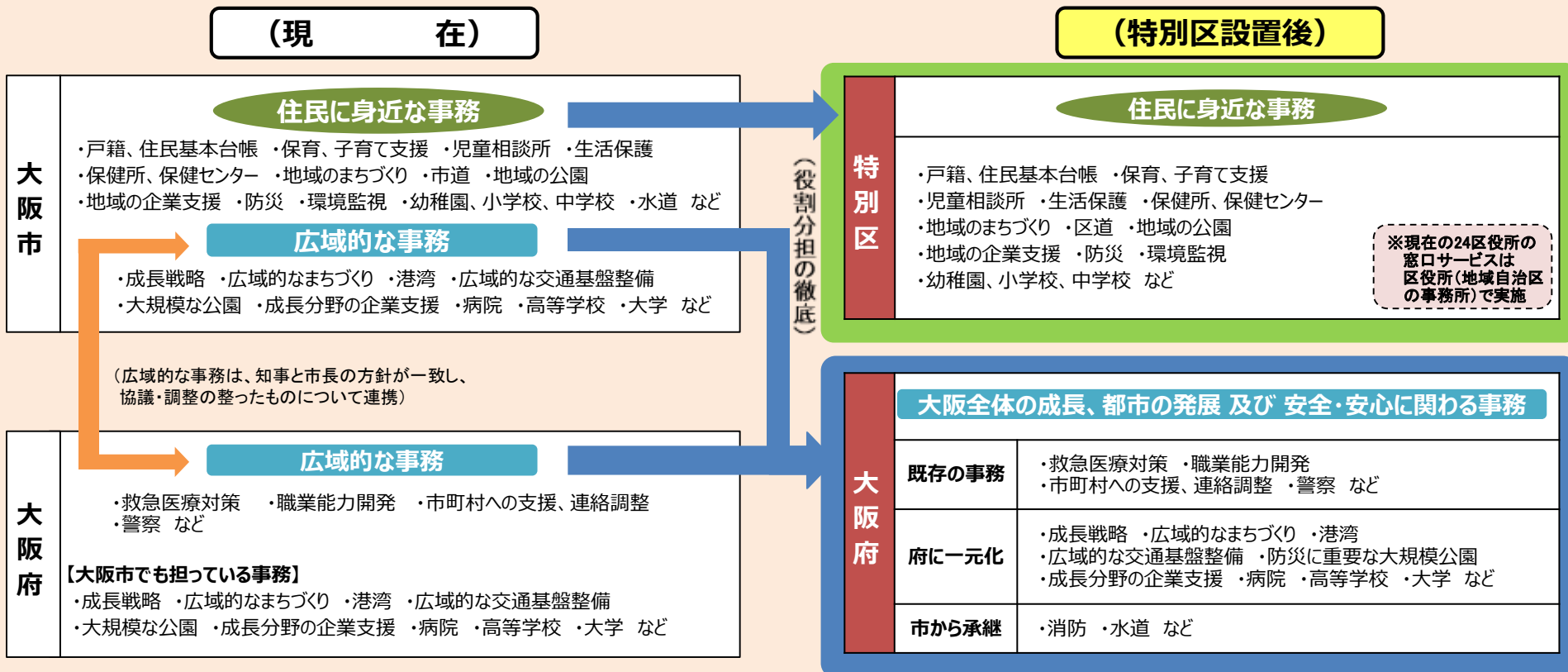
[特別区] 住民に最も身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支えるため、中核市並みの権限を基本に住民に身近な事務は特別区が実施  
 ※なお、専門性、公平性、効率性の確保が特に必要な事務については、一部事務組合等により共同で実施

[大阪府] 特別区を包括する広域自治体として、大阪都市圏の成長を支え、大阪全体の安全・安心を確保するため、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を実施

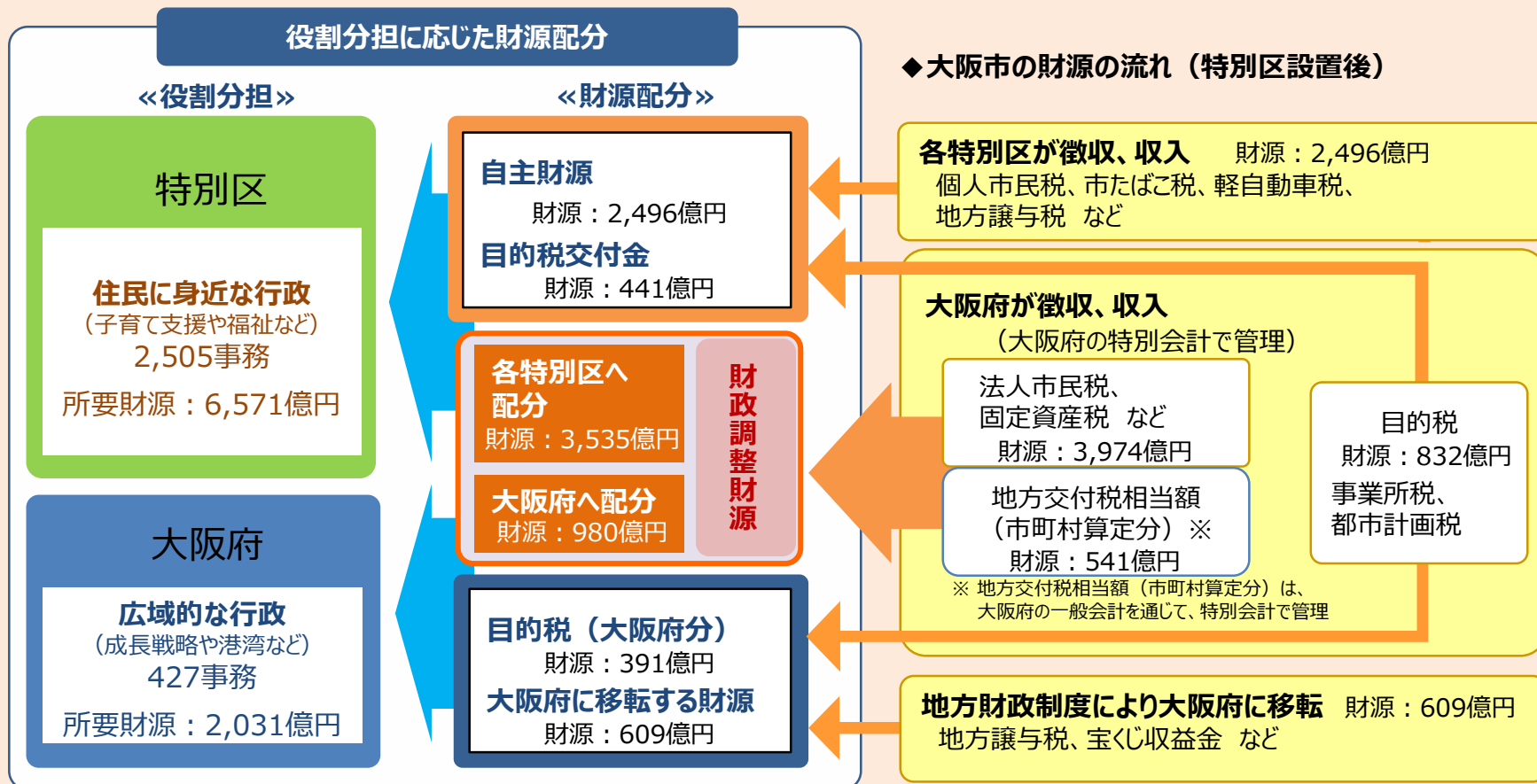
○ 住民サービスの適正な引継ぎ、水準の維持

- ・特別区と大阪府は、現在の住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぐ
- ・特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは内容や水準を維持する  
 (特別区の設置の日以後も、特別区と大阪府は地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めるものとする)

■ 特別区と大阪府の事務の分担 (イメージ)



- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた財源配分を基本とする（大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当）
    - ・特別区の設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源（各年度20億円）を配分する
    - ・特別区の設置の日までに大阪市立の高校の移管が行われた場合、その影響額を勘案した財源（各年度17億円）を特別区に対して配分する
  - 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう各特別区に財源を配分
  - 大阪府において特別会計を設置するなど、財政調整制度の透明性を確保
- 特別区と大阪府の財源配分（イメージ 金額は平成28年度一般会計決算ベース〔一般財源〕）



\* 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

\* H28年度の一般会計決算における、「役割分担」と「財源配分」それぞれの総額の差（149億円）については、別途補てん財源の活用により対応

## 組織体制

### ○人員マネジメントのもと、特別区と大阪府がそれぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざす

[特別区] 近隣中核市※を参考に各特別区の人口規模を考慮した上で、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性（生活保護受給世帯数が多いことなど）を反映し、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる効果的・効率的な体制

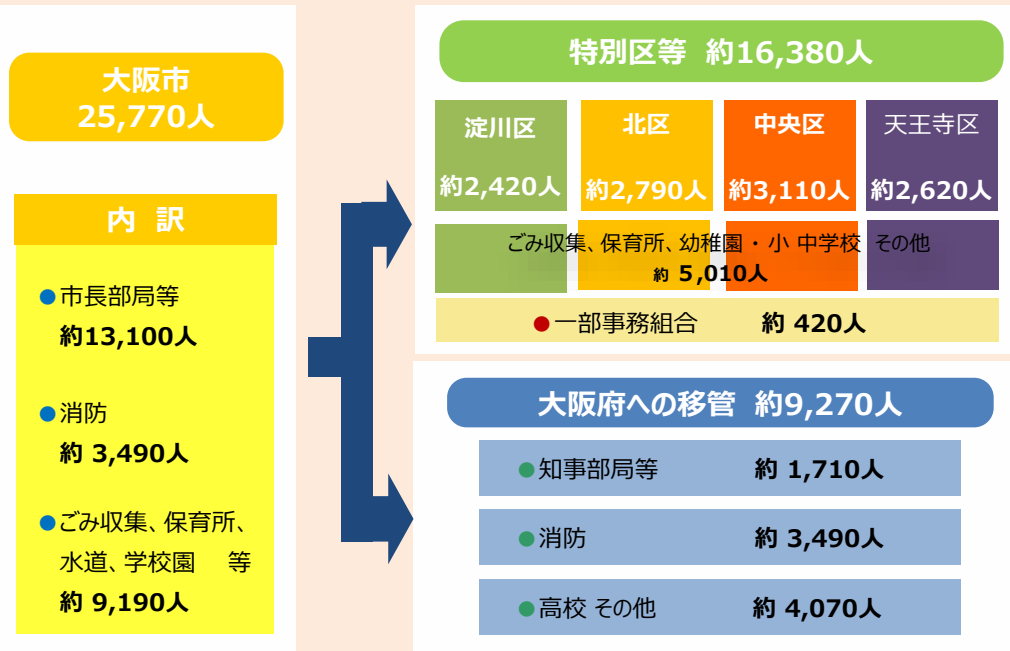
※豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市

[大阪府] 大阪の未来像をめざし、関係機関を巻き込んで強力かつ適切に施策を推進していくための司令塔機能を担う広域自治体として、全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を最大限発揮できる体制

### ■職員移管のイメージ

#### 【2016年度職員数】

#### 【特別区設置後】



※交通（約5,810人）は2018年4月に民営化したため、除いている

※職員数は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

## 財産・債務

○特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担（案）などを踏まえ、財産・債務を承継

○株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限り大阪府が承継

○発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還

（償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担。ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還。）

### ■住民サービスに必要な財産の取扱い

財産の承継先		主なもの
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など
	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府		府道、大規模な公園、国際見本市会場（インテックス大阪）などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など

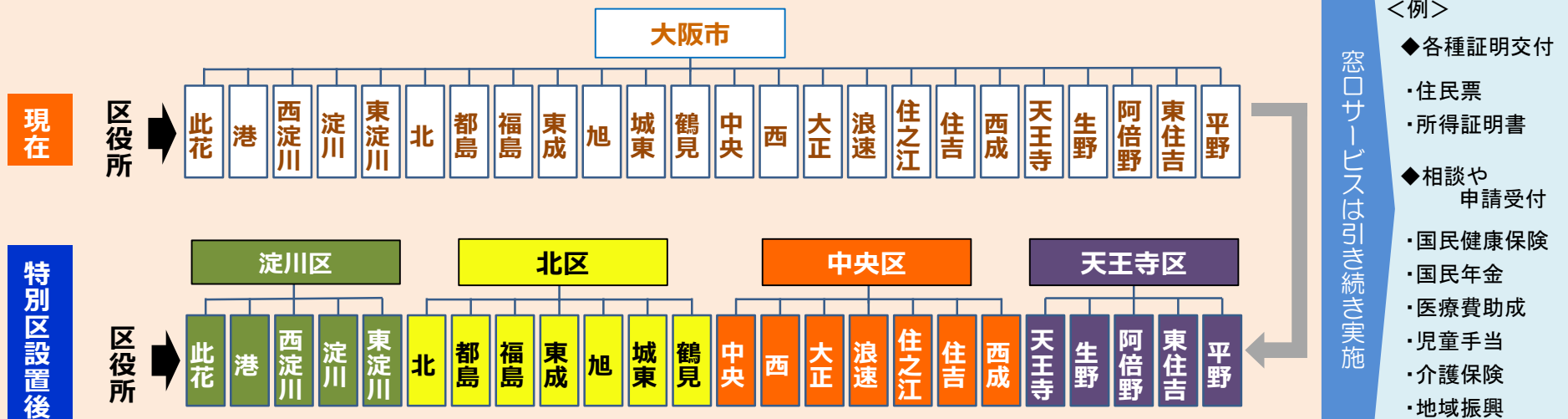
## 地域自治区・区役所・地域協議会

- 地域コミュニティを維持するため、行政区域である地域自治区を現在の24区単位で設置
- 利便性を維持するため、現在の区役所で窓口サービスを引き続き実施  
区役所は、現在の名称のままとする  
(法律上の位置づけは、地域自治区の事務所)
- 地域住民の意見を区政に反映するため、現在の24区単位で地域協議会を設置

### ■ 地域自治区・区役所（イメージ）

## 大阪府・特別区協議会（仮称）

- 特別区と大阪府及び特別区相互間の連絡調整を図るために設置
- 東京の都区協議会の仕組みを発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築
  - ◆委員構成
    - ・委員は、各特別区の区長と知事を基本
    - ・必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加えることができる
  - ◆運営
    - ・合意による運営を基本
    - ・財政調整や財産・債務、事務分担などを幅広く協議
  - ◆第三者機関の設置
    - ・協議が不調になった場合には、第三者機関（構成員：学識経験者、弁護士等）が双方の意見を聴いたうえで、「調停案」を提示



## 区議会議員の定数等

- 選挙区は、各特別区とする
- 各特別区の議員定数は、現行の大阪市会の行政区ごとの議員定数を積み上げたものとする  
[議員定数] 淀川区：18人 北区：23人 中央区：23人 天王寺区：19人 計：83人
- 議員報酬は、減額後の現行報酬をベースとする

## 特別区設置に伴うコスト

- システム改修経費や庁舎整備経費などのインシヤルコスト、システム運用経費や府への移管職員に係る民間ビル賃借料などのランニングコストを、新たに必要となる経費として試算

- ・庁舎整備については、各特別区域内において、既存庁舎として利用している執務を優先的に活用
- ・特別区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区（淀川区・天王寺区）は、不足分について現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を活用
- ・なお、特別区の設置に際して新たな庁舎の建設は行わないが、将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではない

### ◆庁舎経費の負担を調整する仕組み

- ・現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を含め、庁舎を賃借する場合の各特別区の負担を調整(その仕組みは今後検討)
- ・将来の庁舎整備に係る財政負担については、特別区設置後の最初の整備に限り、その一部について財政調整により財源を配分

### ◆コスト試算(特別区分と大阪府分の合計)

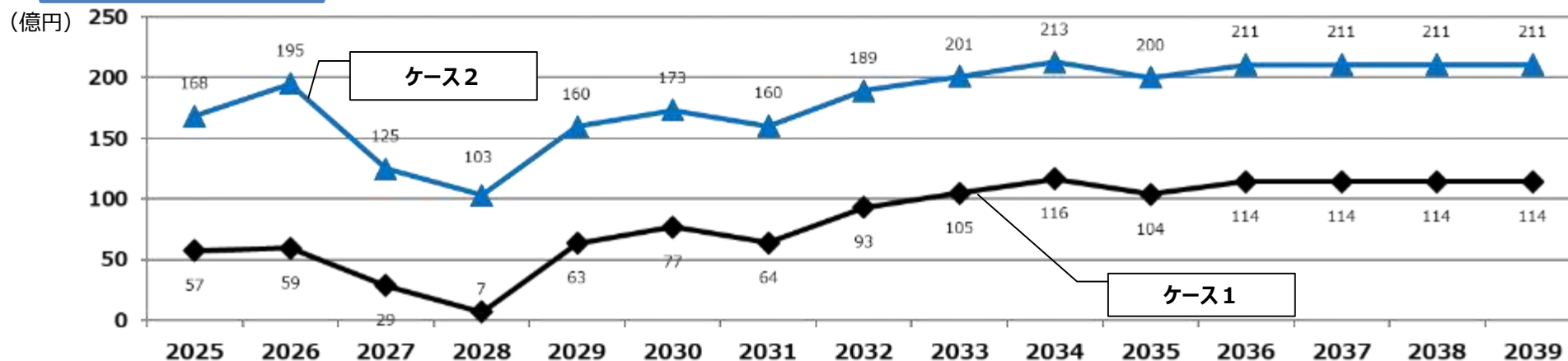
項目		金額(億円)
インシヤル コスト	システム改修経費	182
	庁舎整備経費	46
	移転経費・街区表示変更経費等	13
	合計	241
ランニング コスト	システム運用経費等	30

# 5 財政シミュレーション

- ◆ 財政シミュレーションは、特別区の財政運営が将来的に成り立つのかなどを確認するために作成した参考資料
- ◆ 大阪市の財政に関する将来推計※をもとに、一定の前提条件をおいたうえで作成した極めて粗い試算
- ◆ 上記を前提に、特別区設置を2025年度として2039年度までの財政シミュレーションを作成

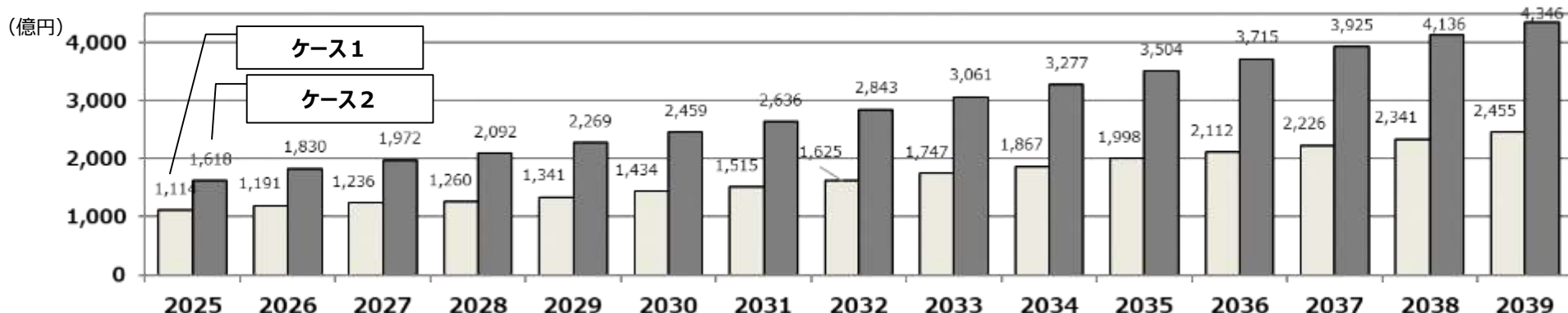
## 特別区全体の収支

○ケース1・ケース2※とも、収支不足は発生しない



## 財源活用可能額（区財政調整基金含む）

財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



※財政シミュレーションの基礎となる大阪市の財政に関する将来推計は、大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算）」（2018年2月版）の数値を使用

※《ケース1》市税等の収入の増加は見込むものの、地方交付税額が同額減少すると見込み、全体の収入額が変わらないと想定したケース

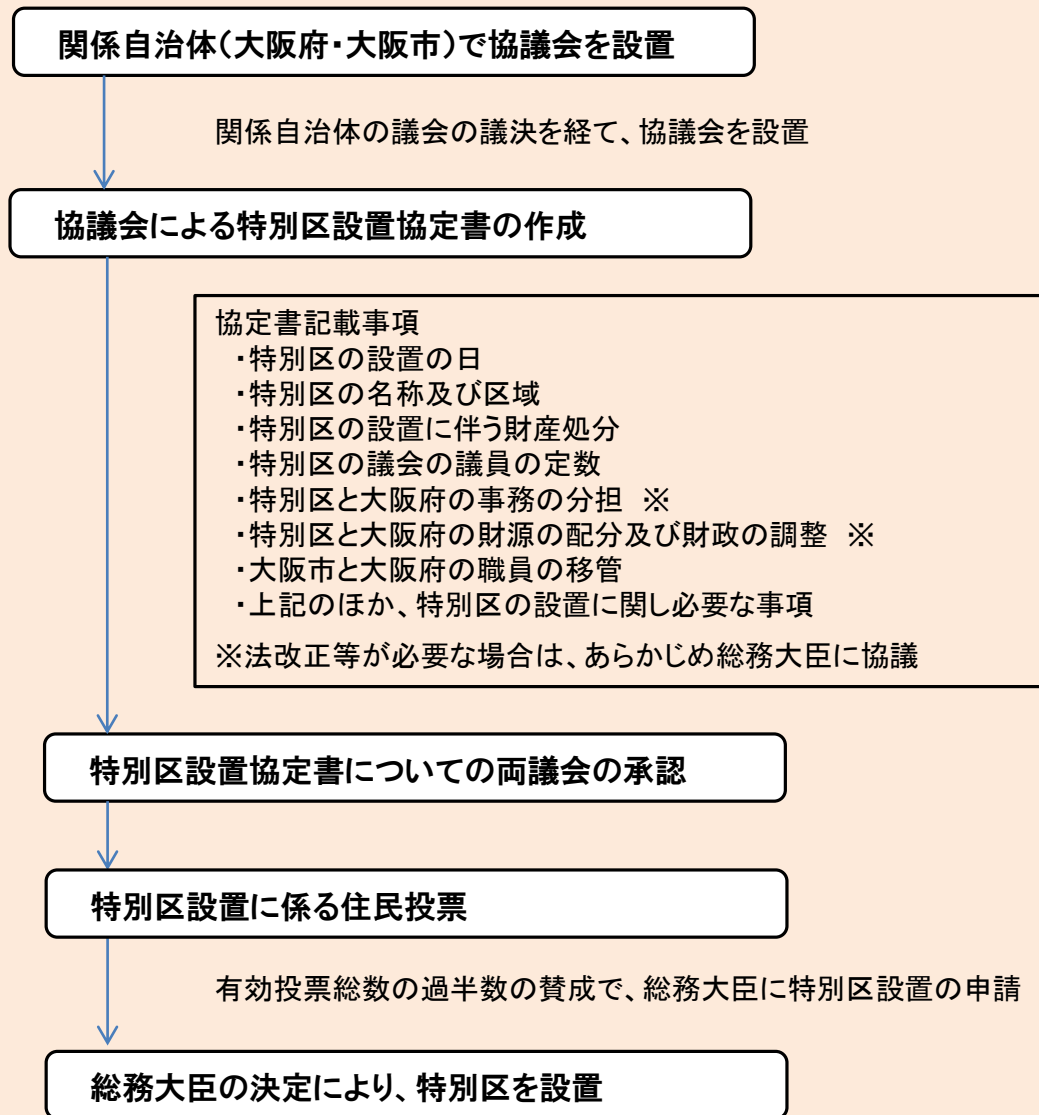
《ケース2》ケース1と同様に市税等収入の増を見込むものの、現行の国の地方交付税制度の原則どおり、全体の収入額が一定増加すると想定したケース 13



## これまでの経過

- 2012年 9月 大都市地域特別区設置法公布
- 2013年 2月 大阪府・大阪市特別区設置協議会設置
- 2015年 2月 特別区設置協定書作成
- 2015年 3月 協定書についての両議会の承認
- 2015年 5月 住民投票実施（賛成少数）
- 2015年11月 知事・市長選挙
- 2017年 6月 大都市制度（特別区設置）協議会設置
- 2017年 9月 特別区素案作成
- 2019年 4月 知事・市長・府議会議員・市会議員選挙
- 2020年 6月 特別区設置協定書（案）決定

## 大都市地域特別区設置法で定められた手続き





特別区制度についての  
Web サイト ▶

大阪市 特別区 目次

検索

(検索キーワード)



(二次元コード)

お問い合わせ ▶

副首都推進局 TEL6208-8989 FAX6202-9355